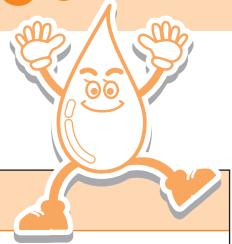


# ●●● 水道についてのご質問 ●●●

おもな質問とその回答は、次のとおりです。



## ●手続きについて

**質問** 新たに水道を使用するときの手続は？

**回答** 引っ越し等により新たに水道を使用するときは、必ず水道料金センターまでご連絡下さい。給水開始の申込みをせずに水道を使用することはできません。  
(水道料金センター ☎0479-30-3131)

**【お知らせいただく内容】**

- 水道を使用する住所  
(アパートなどの場合は建物の名称と部屋番号)
- 使用者の氏名
- 使用を開始する年月日
- 連絡先 (自宅又は勤務先の電話番号)



初めての水道料金は、水道を使い始めた日から最初の検針日までの使用水量に基づいて料金を算出し、納入通知書(請求書)により請求します。

**質問** 水道の使用を止めるときの手続きは？

**回答** 引っ越し等により現在使用の水道を中止するときは、水道料金の精算が必要です。引っ越しの予定日が決まりましたら、早めに水道料金センターまでご連絡下さい。引っ越しの日に検針を行い、その使用水量に基づいて料金を算出します。引っ越し先へ納入通知書(請求書)を送付します。現地にて料金を精算することもできます。  
(水道料金センター ☎0479-30-3131)

**【お知らせいただく内容】**

- 水栓番号(お客さま番号:「使用水量のお知らせ」に表示してあります)
- 使用していた住所
- 使用者氏名
- 引越日
- 引越先

引っ越しまでの水道料金は、前回の検針日から引っ越しまでの使用水量に基づいて算出します。

**質問** 使用水量が急に多くなっているのですが。

**回答** 使用水量の増加にはいくつかの原因が考えられます。  
○使用人数の増加(たとえば、出産や親族の一時帰省)等で使用状況が変わっていたり、漏水がありませんでしたか。  
○前回の検針(通常2か月に1回)以降にトイレ漏水や給水設備等の修理をしましたか。  
以上のような状況が見られない場合、水道料金センターまでご連絡ください。お客さま宅を訪問し、漏水の確認や検針後の使用実績等を調査させていただきます。

